

2012年3月16日

文部科学大臣
平野博文様

全日本教職員組合（全教）
中央執行委員長 北村佳久
青年部長 西山佐紀子

全日本教職員組合青年部2011年度要求書

いま、学校現場では長時間過密労働が常態化しています。文部科学省が昨年12月に公表した2010年度の病気休職者は8660人（うち精神疾患による休職は5407人）というデータにも、教職員の異常な働き方が表れています。長時間過密労働にはさまざまな原因が考えられますが、その一つに部活動（※クラブ・少年団）指導があることは疑う余地がありません。※以後、「部活動」と統一表記

部活動は、今日の学校教育において大きな意義・役割を果たしています。しかし、活動をとおして輝き、成長する子どもたちが強調される一方で、指導にかかわる教職員の「長時間過密労働」や「経済的負担」についてはほとんど問題にされず、その対策も不十分なままです。新学習指導要領に「学校教育の一環」「教育課程との連携」と明記されて以降も、これらの問題について何ら具体的な改善策が示されないことは大きな問題です。

全教青年部は昨年11月、「部活動（クラブ・少年団）指導にかかわる実態調査アンケート」を実施しました。寄せられた回答からは、「部活が終わると勤務時間はとっくに過ぎており、自分の仕事はそれ以降」、「大きな負担があるがそれが当たり前になっている。やるべきことが多く他の業務とのバランスがとれない」などの声とともに、約4割の顧問が「土日も活動」など、学校現場の異常な実態があきらかになっています。

そもそも部活動は、顧問の私的な営みではなく、学校教育の中に位置づけられた教育活動です。それにふさわしい労働条件・環境を保障するため、以下について要求します。

記

1. 部活動指導による「長時間過密労働」「教職員の経済的負担」について、早急に調査を行うなど実態把握に努めること。また、部活動の健全な発展と、教職員の負担軽減を両立させる観点から、今後の部活動のあり方（運動部活動・文化系の部活動）について、中長期的な視野で文部科学省としてのビジョンを示すこと。
2. 部活動指導のあり方に関するガイドラインを、以下の観点を重視して作成し、都道府県・市町村教育委員会に周知すること。
 - (1) 望ましい活動時間や休養日の設定、週休日の割り振り変更の適用、労働安全衛生法の活用など、長時間過密労働への実効ある改善策を示すこと。
 - (2) 部活動顧問の人事に関しては、教職員個人の納得と同意を尊重し、一個人の過重負担とならないよう配慮すること。
3. 部活動に必要な経費は公的に保障すること。顧問を担当する教職員の個人的負担を軽減するため、各都道府県・自治体での予算化が可能になるよう、財政措置を行うこと。
4. 教員特殊勤務手当（部活動指導手当）について、少なくとも最低賃金を上回る水準で各都道府県・自治体が予算化できるよう、財政措置を行うこと。

以上